

政令第二百五十号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号及び別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四百二十二号を第四百十七号とし、第三百三十五号から第四百一十一号までを五号ずつ繰り下げ、第三百三十四号を第三百三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十九 一―「一―（三―メトキシフェニル）シクロヘキシル」ピペリジン及びその塩類

第一条中第三百三十三号を第三百三十七号とし、第三百十二号から第三百三十二号までを四号ずつ繰り下げ、第十一号を第百十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十五 メチル―三・三―ジメチル―二―「一―（ペンタ―四―エン―一―イル）―一H―インダゾール
―三―カルボキサミド」ブタノアート及びその塩類

第一条中第一百十号を第百十三号とし、第百六号から第百九号までを三号ずつ繰り下げ、第百五号を第百七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八 五―ペンチル―二―(二―フェニルプロパン―二―イル)―二・五―ジヒドロ―一H―ピリド〔四・三―b〕インドール―一―オン及びその塩類

第一条中第百四号を第百六号とし、第四十四号から第百三号までを二号ずつ繰り下げ、第四十三号を第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十五 一―(一・二―ジフェニルエチル)ピペリジン及びその塩類

第一条中第四十二号を第四十三号とし、第三十五号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 一―(ジエチルアミノ)エチル―二―(四―イソプロポキシベンジル)―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

第三条中第七十五号を第七十八号とし、第六十七号から第七十四号までを三号ずつ繰り下げ、第六十六号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九 八―ブロモ―六―(二―フルオロフェニル)―一―メチル―四H―s―トリアゾロ〔四・三―a
「一・四」ベンゾジアゼピン及びその塩類

第三条中第六十五号を第六十七号とし、第三十七号から第六十四号までを二号ずつ繰り下げ、第三十六号
を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八 六―(二―クロロフェニル)―一―メチル―八―ニトロ―四H―s―トリアゾロ〔四・三―a〕

「一・四」ベンゾジアゼピン及びその塩類

第三条中第三十五号を第三十六号とし、第十六号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次
に次の一号を加える。

十六 七―クロロ―五―(二―クロロフェニル)―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H―一・四―ベン
ゾジアゼピン―二―オン及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。